

国都計発第18号
平成25年5月7日

各都道府県及び政令指定都市
都市計画担当部局長 殿

国土交通省 都市局 都市計画課長

生産緑地地区における行為の制限の解除がなされた場合の都市計画の変更について

平成25年3月12日に閣議決定された「義務付け・枠付けの第4次見直しについて」において、「市町村の生産緑地地区における行為の制限の解除がなされた場合の都市計画の変更（21条2項）については、条例により、市町村都市計画審議会の権限に属する事項のうち軽易なものを処理する常務委員会を設けた上で、当該委員会の調査審議を経ることにより決定することで足りることを各地方公共団体に通知する。」とされています。

この閣議決定を踏まえ、生産緑地法（昭和49年法律第68号）第14条の規定に基づき生産緑地地区内における行為の制限の解除がなされた場合の都市計画の変更については、軽易な事項と考えられるため、地域の実情に応じて、市町村の条例により、都道府県都市計画審議会及び市町村都市計画審議会の組織及び運営の基準を定める政令（昭和44年政令第11号）第6条の規定に基づく常務委員会を設けた上で、当該委員会の調査審議を経ることにより決定することができることを周知いたします。

また、都道府県におかれましては、貴管内の市町村（政令指定都市を除く。）にこの旨周知方お願いいたします。